

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
読売理工医療福祉専門学校		昭和51年6月1日		水落 清治		〒 112-0002 (住所) 東京都文京区小石川1-1-1 (電話) 03-3868-0411			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人読売理工学院		昭和45年1月31日		藤本 昌弘		〒 112-0002 (住所) 東京都文京区小石川1-1-1 (電話) 03-3868-0411			
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
医療	医療専門課程	臨床工学科		平成22(2010)年度	-	平成26(2014)年度			
学科の目的	臨床工学技士養成校として厚生労働省が指定する科目に沿って、医療技術や必修科目を取得し国家試験合格を教育目標とすることに加え、医療従事者としてふさわしい人材を育成することを目的とする。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	臨床工学技士養成校として厚生労働省が指定する科目に沿って、医療技術や必修科目を取得し国家試験合格を教育目標とする。 (取得可能な資格:臨床工学技士、第2種ME技術実力検定試験、第1種ME技術実力検定試験)								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		2,630 単位時間	2,000 単位時間	60 単位時間	570 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
				107 単位	87 単位	2 単位	18 単位	0 単位	0 単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)					
120 人	67 人	0 人		0 %					
就職等の状況	■卒業生数(C)		25 人						
	■就職希望者数(D)		20 人						
	■就職者数(E)		20 人						
	■地元就職者数(F)		5 人						
	■就職率(E/D)		100 %						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		25 %						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		80 %						
	■進学者数		1 人						
	■その他								
	臨床工学技士国家試験不合格者:4人		(令和 5 年度卒業者に関する令和 4 年 5 月 1 日時点の情報)						
■主な就職先、業界等		(令和5年度卒業生) 病院、透析クリニック(山梨大学医学部附属病院、上野原市立病院、西新井病院、エイトナインクリニック、湘南鎌倉総合病院、新座志木中央病院、埼玉草加病院、TMGサテライトクリニック朝霞台、横須賀共済病院、板橋中央総合病院、イムス葛飾ハートセンター、むなかたクリニックなど)							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL								
当該学科のホームページURL	https://www.yomiuririkou.ac.jp/course/clinical/								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)								
	総授業時数						2,630 単位時間		
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数						180 単位時間		
	うち企業等と連携した演習の授業時数						0 単位時間		
	うち必修授業時数						180 単位時間		
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数						180 単位時間		
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数						0 単位時間		
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)						0 単位時間		
	(B: 単位数による算定)								
	総授業時数						107 単位		
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数						6 単位		
	うち企業等と連携した演習の授業時数						0 単位		
	うち必修授業時数						6 単位		
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数						0 単位		
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数						0 単位		
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)						0 単位		
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)				3 人		
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)				0 人		
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人		
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)				3 人		
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)				0 人		
	計						6 人		
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数						3 人			